

うるま市景観計画 地域住民ワークショップ参加者募集！ ～うるま市の景観について一緒に考えましょう～

うるま市には、美しい海岸や離島地域の自然景観、世界遺産の勝連城跡に代表される歴史遺産など、特色ある美しい景観が数多くあります。

これらの美しい景観をまもり・そだて・いかすため、今年度から「うるま市景観計画」の策定を行うことになりました。計画策定にあたり、うるま市の景観づくりについて、市民の皆様のご意見を幅広くお聞きし、本計画に反映させたいと考えています。

そこで、地域別に住民ワークショップを開催しますので、景観について興味のある方、積極的にご意見を述べていただける方のご応募をお待ちしています。

【開催日時】 年内に3回開催します。

<第1回目>

- ・石川地区：石川保健相談センター 2F
10月20日（火）午後7～9時
- ・具志川地区：市役所本庁3F 第1会議室
10月21日（水）午後7～9時
- ・勝連地区：勝連シビックセンター 2F
10月22日（木）午後7～9時
- ・与那城地区：与那城庁舎3F 第2会議室
10月23日（金）午後7～9時

<第2回目> 11月上旬予定

<第3回目> 12月中旬予定

【応募資格】

- ・うるま市在住、もしくは市内に通勤または通学している方
- ・景観について興味のある方
- ・年3回のワークショップに参加できる方

【募集期間】 10月1日（木）～10月16日（金）

【応募方法】

専用の「応募用紙」に必要事項を記入の上、郵送、FAX、メールまたは持参してください。※応募用紙は、ホームページからダウンロードできます。

【お問い合わせ先】

うるま市石川庁舎 都市計画部 都市計画課（景観形成係）
〒904-1192 うるま市石川石崎一丁目1番
TEL：965-5620 FAX：965-3565
E-mail：tokei-ka@city.uruma.lg.jp

うるま市「景観行政団体」へ！

8月17日、うるま市が景観法に基づく「景観行政団体」となることに対して、沖縄県より同意を得ました。景観行政団体とは、景観行政を担う主体のことで、今後、景観法に基づく景観計画の策定、条例の制定を行う予定です。



平成17年度から安慶名地区で実施している「まちづくり交付金事業」が、今年度完了します。その事業効果について分析し、今後のまちづくりを進めるために事後評価を行います。

事後評価については、元となる評価資料（原案）を公表し、市民の皆様からのご意見をいただいた後、まちづくり交付金評価委員会へ意見を提出します。

「まちづくり交付金事業
事後評価原案の公表と
ご意見を募集します」

【閲覧場所】
市のホームページまたは、都市計画部
区画整理課（石川庁舎）及びうるま一
階の窓口で閲覧できます。
（10月中旬から11月中旬まで）

【意見募集】
事後評価原案を確認していただいた後に、市民の皆様から本事業についてのご意見を募集します。（ご意見の提出期限は11月中旬を予定）

※ご意見は郵便、電子メール、FAX、閲覧箇所への持参など、様式は問いません。

今後のスケジュール

平成21年10月中旬～11月中旬

まちづくり交付金事業の事後評価原案の公表と市民の方々から意見の募集

平成21年11月下旬

まちづくり交付金評価委員会（まちづくり交付金事業の事後評価原案と市民の方々の原案への意見を受けて開催）

平成22年 3月中

評価結果の最終公表

【お問い合わせ先】

うるま市石川庁舎 都市計画部 区画整理課（計画係）
〒904-1192 うるま市石川石崎一丁目1番
TEL:965-5606 FAX:964-6485
E-mail：kukakuseiri-ka@city.uruma.lg.jp

